

令和3年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和3年9月9日）

（午前 9時59分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において1番能登直樹さん、4番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、能登議員ほかからの意見書案8件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号3番、山川裕正さん。

一つ、消防の広域化について。

一つ、パワーハラスメント等の防止対策等について。

一つ、防災体制について。

以上、3件について。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 通告書に従いまして3件質問いたします。

件名1、消防の広域化について。

十勝管内全19市町村の消防救急業務を管轄する「とちかち広域消防局」を掲載した新聞記事では、音更町内の山火事の通報を受けたとちかち広域消防局が、現場に近い士幌消防署と音更消防署に出動要請し、士幌消防署の消防車が先着し、3分後に音更の消防車が到着し、計25台の消防車が出動、1時間20分後に鎮圧したと、消防広域化の意義を掲載しています。そこで歌志内市の消防広域化について伺います。

①消防を広域化した場合、現在の消防職員23名を維持し、救急搬送2次体制を維持できるのか伺います。

②消防を広域化した場合、歌志内市消防組織は、行政区域の人口などで消防署、消防支署等の組織が決まるのか伺います。

③国及び北海道から歌志内市消防に消防広域化について指導等があるのか伺います。

件名2、パワーハラスメント等の防止対策等について。

地方公務員が仕事上のストレスから心の病に苦しむケースが増えており、道内では職員が自殺する事例もあります。ほかにも、全国の自治体で職員が長時間労働などからストレスにさらされる事例があります。

また、自治労が行った全国調査では、46%の職員が住民のクレームによるカスタマーハラスメントを経験したと回答しております。

そこで、職員の健康を守り、安心して働ける環境づくりのため、研修会の開催、職員の相談を受ける第三者組織の設置等の対策について伺います。

件名3、防災体制について。

今年も8月に九州から中国・四国にかけて、断続的に激しい雨が降り、広い範囲で豪雨災害が発生しました。1週間もたたずに年間雨量の5割に達する雨が降り、道路が大規模冠水しました。テレビ放映された映像では、通行できた道路が一、二分後に冠水し、通行不能となっていました。

当市の消防は、連続した降雨量が10ミリに達した時点で水位観測し、連続して20ミリの降雨量になると河川調査・危険箇所調査を行うと、令和2年第3回定例市議会の私の一般質問で答弁されております。

道路が冠水して通行止めになる時点で、警察、関係機関に連絡するとの答弁でした。そこで伺います。

①警察及び関係機関が通行止めなどの対応をするまでの間、通行制限するなどの対応を消防または市の建設課が行うのか伺います。

②災害時の備えとしての災害トイレがあります。洋式便座に取り付ける携帯トイレ、持ち運びできる簡易トイレ、工事現場などで使う仮設トイレ、下水道管につなげた専用のマンホール上に便器を取り付けるマンホールトイレなどが災害時に必要とされています。

当市の防災備蓄品に簡易トイレがありますが、個数及び携帯トイレがあるのか伺います。

以上、3件質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、神消防次長。

○消防次長（神邦広君） 私のほうから、件名1の消防広域化についてと件名3、防災体制についての①について御答弁いたします。

最初に、①の職員数及び救急搬送2次体制についてであります。消防の広域化につきましては、本部事務費や共同運用する消防施設費以外の経費は、加入側それぞれの市町村の負担となっております。このため、職員数の維持や救急搬送体制の方式は、加入側である市町村に委ねられることから、体制を維持することは可能であり、消防力の増強を図るためにも、維持すべきと考えております。

次に、②の人口により署や支署等の組織が決まるのかということですが、加入先である組合における人口や地勢、あるいは消防の規模に伴う組織機構のバランスや警防規程中にあります出動計画により、組合側から署あるいは支署である旨提示されるものと判断しております。このように、単純に人口等で決定される性質のものではないことから、加入者側と組合側で十分に討議を行い決定されるものであります。

次に、③の国や北海道からの指導等についてであります。国からの直接の指導は、現在のところありませんが、北海道につきましては、担当所管である危機対策課の職員が定期的に来庁され、消防広域化の進捗状況等の聞き取り調査が行われております。内容につきましては、広域化に向けての当市の課題等の確認はもとより、広域化協議時における組合への働きかけ及び情報提供を道が積極的に行う旨の助言をいただいております。

次に、件名3、防災体制についての①通行制限の対応を消防で行うのかということですが、通行制限に係る消防の任務につきましては、水火災または地震等の災害の防除も含まれていることから、緊急時においては、消防が初動的に対応するものと考えております。なお、道路冠水の発生時には、家屋の浸水なども多数発生し、市民からの通報による要請が頻発していることが想定されるため、災害になり得る状況よりも、既に災害が発生しているものを優先的に対応することとなります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名2と件名3の②について御答弁申し上げます。

初めに、件名2のパワーハラスメント等の防止対策等についてでございますが、相手に対する発言や行動によって、不快な気持ちや脅威に感じさせるハラスメントには様々な種類があり、労働生産性の低下や有能な人材流出などを引き起こす原因となっております。

現在のところ、職員に対する研修等については特段実施しておりませんが、ハラスメントに関して1次対応の相談窓口として総務課で受付をしております。

次に件名3、防災体制についての②簡易トイレの個数及び携帯トイレについてでございますが、指定避難所や指定緊急避難場所のトイレが使用できない場合等に備えて、歌志内市防災備蓄計画の考え方にに基づき、現在46台の簡易トイレ、1台のユニバーサルトイレを備蓄しておりますが、携帯トイレは備蓄しておりません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） それでは、再質問いたします。

救急体制の2次体制は維持されるとの説明で安心いたしましたが、答弁の中で本部事務費とありますが、具体的に説明していただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） 本部事務費とは具体的にということですが、本部事務費と

は、119番一括受信を含みます本部事務に関わる経費と、これに伴う本部職員の人件費のことを指しておるものです。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 主に組合側の人件費のことということですね。分かりました。

次に、消防署、支署の組織について、答弁の中で、人口だけでは決定しないで十分に討議するとのことでした。私は、消防といえばやはり消防署というイメージがありますので、将来的に広域化が進んだときに規模縮小につながるおそれのある支署より消防署とするべきと思っております。人口だけで決まらず、十分に討議するとのことですので、安心したところでございます。

今の答弁の中で、加入先である組合における人口や地勢ということで、地勢という答弁がありました。地勢というのは例えば行政区の広さなのか、例えば歌志内市も山が多いので、山ですとか、そういう、この地勢についてちょっとお聞きいたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） 地勢につきましては、例えば組合の本部が構成市町村の中央にあれば、応援に向かうときに、こういう放射状に行ける時間的な現場到着の時間もありますし、そういう地理的な位置のことを指しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） ということは、行政区の広さとか、そういう山があるだとか、そういうことよりも、消防本部の位置によってそれが決まるということで解釈していいかどうか、再質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） そういう地理的な要素も加味されて決定されることという解釈でおります。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 分かりました。次の質問です。

広域化に伴う国及び道からの指導について、道の職員が定期的に来庁するとのことでしたが、直近ではいつなのか。また、聞き取り調査を行われているとの答弁ですが、早急に広域化しなさいなどの指導があるのか伺います。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） 直近ではいつなのか、また聞き取り調査、早急に広域しなさいとのことですが、直近では令和2年2月7日に道危機対策課3名、空知総合振興局1名の職員の方々が来庁しております。また、指導はないのかということにつきましては、今のところ第三次北海道消防広域化推進計画において、自主的な市町村の広域化推進の期間であることから、先ほども御答弁いたしました。助言や情報提供をいただいております。早急に広域しなさいなどのような指導はございませんでした。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 分かりました。消防の広域化につきましては、国の施策であり、将来的にも当市も広域化しなければならない時期が来ると思います。そのときに、現在の消防職員数の減や救急搬送2次体制を維持しないなどの市民に対する現在の消防におけるサービスが低

下するような広域化になってはいけないと考えておりますが、平間消防長の見解を伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間消防長。

○副市長（平間靖人君） 広域化に向けた消防長としての見解ということでございます。本市における消防の広域化につきましては、北海道の消防広域化計画に沿いまして、御承知のとおり平成23年に議論されまして、24年の4月に砂川の広域消防のほうに上砂川町と本市が編入というようなことで議論をされてきたところでございますが、いろいろ課題が解決できないということもありまして、見送られた経過がございます。

本市といたしまして、先ほど次長からの御答弁ありましたけれども、現状の救急体制を含めた市民サービスの維持向上に努めていると、こういった状況から今すぐに広域化という点につきましては、結論を急ぐ段階ではないのかなど、このように考えてございます。ただし、北海道のほうの広域化推進計画におきまして、本市の場合、重点地区と、重点地域ということで指定されている状況でございますので、こういうことを踏まえまして、引き続き住民サービスの低下を招かないということを前提に、広域化に向けた各種研究を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 分かりました。ぜひ市民サービスの低下にならないように、消防の広域化について種々検討していただきたいと思います。

件名2、パワーハラスメントの防止対策等について質問いたします。

管理職、上司からの部下への指導、注意の仕方では、言葉の使い方一つで指導からパワーハラスメントにつながるケースがあります。研修会については、今のところ特段実施していないという答弁でありましたけれどもも、研修会に関しましては、今年度に限らずできるだけ早い時期に研修会を実施していただきたいと思います。それには、私たち議員もやはり住民、市職員に対する対応等も含めて、私たちが研修したいと個人的には考えておりますけれども、研修会の開催についてもう一度答弁お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） この御時世でございます。いろいろなハラスメント、職員、管理職も含めて、気を遣っているつもりではございますが、やはり正しい知識、正しい対応の仕方というのは大切だというふうに考えております。議員御指摘のとおり、今年度中に機会を見つけて職員研修等を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今、本年度中という回答をいただきましたので、答弁いただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

ハラスメントに対して、相談窓口として総務課で受け付けているという答弁がありましたけれども、ざっくりばらんに言うと、例えばハラスメントを受けている職員が例えば総務課の中にあるようなことも十分考えられると思います。庁外の第三者組織ということで、歌志内市単独でこれを設けることはなかなか難しいところもあると思いますので、例えば近隣市町ですとか、そういう近隣市町等の共同で設置するなどの対応ができないか。できないかというよりも検討できないか、ちょっと質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 第三者組織ということで、この辺については近隣の市にちょっと状況を伺ったところ、されていることは、どこも第三者組織は設置していないということで、

対応の仕方は私どもと同じで、第1次の相談場所として職員のことを担当している総務課で受け付けて、その後は、これは地方公務員法で設置されている公平委員会を活用して、ここは中立的で専門的な人事機関ということになっておりますので、そこを活用して対処しているという例が全てでございました。なので、現在のところ、検討はしますけれども、他市の関係等もございますので、現在のところはそれで何とかなっているのではないのかという認識ではおります。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 他市の事例も第三者組織ということではなくて総務課の対応、次に公平委員会ということで、そういう近隣の状況だということは理解いたしました。引き続き、この第三者組織など相談機関について種々検討をお願いしたいと思います。

私、実はこの質問、8月28日の新聞に掲載された記事がありまして、この記事から主に引用したところでございますけれども、この中で規模の少ない市町村の職員は、どうしても限られた人間関係の中での勤務になるということで、風通しのよい職場づくりには、北海道、近隣自治体、民間企業などへの出向などで職員の視野を広げることも効果的であるということで掲載しておりますけれども、以前には歌志内市も北海道からの人事交流しておりましたけれども、現状、北海道、近隣自治体との職員の交流について、今のところ何か検討されていることがあるのか質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員のおっしゃる風通しのよい職場ですとか、例えば視野を広げるととても大切なことだという認識をしております。今年度もたくさんの市役所に入庁、職員が入庁しましたので、何とかこういう人材を使って成長させていきたいと思っています。現在、検討段階ではございますけれども、予算等々もございしますが、来年度から、議員おっしゃった過去に実施していた北海道との人事交流、職員交流等、1年間なのか2年間なのか、そういうのを実施していきたいというふうに検討しておりますので、そのような機会があれば、また改めてお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 私も総務課時代に、道の職員の方と一緒に仕事をしたことがございます。また、その後に来られた方とも、仕事のことやら、歌志内市から離れた後も道庁に行き、いろいろなことを聞いたり、アドバイスをもらった経緯があり、とても自分自身にとって参考になり、自分自身の資質向上につながったと思っておりますので、何とか北海道等の人事交流を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

防災体制でございます。警察が道路が冠水、豪雨により道路冠水について、警察が来るまでは消防のほうで初動的に対応するというところでございましたけれども、もちろんそういう豪雨になれば、もう市内の危険箇所がたくさんあり、そちらの対応を優先するということになれば、本人、結局自動車等を運転している方本人が、その日の雨量、降雨量などから自己判断で身を守る自助ということになると思いますが、それでそういう自助になるということかちょっと伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） 答弁の繰り返しになりますが、あくまでも市民からの通報により災害が頻発して、消防における人員が割けない場合のことを指しております。人員に余裕があれば、緊急時において可能な限り対応いたす考えであります。また、水深が40センチ超える

と、普通乗用車は、エンジンルーム等が浸水し走行不能、50センチを超えると、ドアが水圧により開かなくなり、閉じ込められることも想定されますので、運転手御自身の命や財産を自分で守るという認識を持っていただくということも大切であるとは考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 災害時、消防のほうも見回り等で走られて、サイレン鳴らして走られているということで、なかなか厳しい状況だということは分かりますので、災害時についての対応についてよろしく願いいたします。

続いて、トイレの質問に移ります。

答弁の中で、46台の簡易トイレ、1台のユニバーサルトイレということで答弁ありましたが、ユニバーサルトイレはあまりイメージできないので、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 市で備蓄している46台の簡易トイレ、1台のユニバーサルトイレということなのですが、どちらもテントがついたようなプライバシーを確保できるようなトイレの作りでございまして、特にユニバーサルというのは身体障がい、車椅子の方が利用できるような、中に手すりをつけたような、方向転換するときには手すりにつかまって座ることができる、便座に座ることができるというような、少し大きめのトイレを、北海道のほうから貸与品ということで備蓄しておりますので、1台あるということで御報告いたします。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） ということは、ユニバーサルトイレは身障用ということなのか、ちょっと質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） そのとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 答弁の中で、携帯トイレは備蓄していないという答弁でございましたけれども、これに対してやはり携帯トイレであれば、汚物をそのまま袋に入れて処分、捨てることができるということで、災害時については有効かなとは思いますが、これについて備蓄する計画など、考えがあるか伺います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 最初の答弁がちょっと言葉足らずでございましたが、それぞれのトイレと一緒に、処理セットと申しまして、汚物を凝固させたりするようなものも1台につき10セット程度なのですけれども、四百五、六十、備蓄をしております。私ども、このトイレについては簡易トイレと、便座がついてテントのついたものと処理セットを1セットにして、備蓄というような勘定でございました。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 簡易トイレ、これも新聞記事で、8月30日なのかな、マンホールトイレですとか、これの備えが不十分ということで新聞記事見まして、私もどうしても災害時、例えば風呂に水をためておけば、家のトイレも一時的に言えば何回か使えるなどは思いながら、この携帯トイレ、山登りする方とか、結構購入されて持ってらっしゃるということで、私も今後、携帯トイレも家にちょっと備蓄しようかなとは考えておりますけれども、そこで今回配布されたハザードマップ、ここに簡易トイレなどの掲載が、非常持ち出し品、非常備蓄品の中にトイレ関係がなくて、ずっと読んでいくと、30ページのほうに水を使わない簡易使い捨

てトイレを備えておくということで、文言はあるのですけれども、やはり簡易トイレの図式したものがあれば、ああ、携帯トイレも必要なのだなということで市民周知になると思いますので、次、ハザードマップを作成するときには、携帯トイレのこういう図式することも必要かなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 今のよく売ってておられる備蓄品のセットなんていうリュックだとか袋と一緒に売っている物の中に、確かにこの御時世、携帯のトイレなどというのがイラストでついていたりします。どうしても私ども、防災の観点から言うと、プライバシーの確保のことで、何分携帯のトイレ、車の中とかであればいいのでしょうかけれども、プライバシーで用を足すのにちょっと困るななんていう考えもございましたが、やはり必要だと思いますので、次回改定する際には、十分前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） それぞれ件名3件について答弁いただきました。

消防の広域についても、現状維持ということで理解をいたしますけれども、人口減少、高齢化等でやはり消防の広域化をするときが来ると思います。

また、パワーハラスメント等の防止対策、防災体制についても日々職員の皆様、尽力されていると思いますので、対応についてよろしくお願いいたします。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さんの質問を打ち切ります。

質問順序6、議席番号4番、下山則義さん。

一つ、第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

一つ、義務教育学校について。

一つ、児童センター等一元化施設について。

以上、3件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） おはようございます。

今回、私からの一般質問は件名3件、質問内容については7件でございます。それでは、早速質問させていただきます。

件名1、第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてからの質問であります。創生総合戦略については、市街地にコンコンパクト化と新しい効率のネットワーク形成の記述があり、事業内容の具体的事業として、1、市民の暮らしを支える移動システムの整備の項目の中で、①、市民の移動を支援するため、現状の路線バス交通と併せ、新しい公共交通サービスを研究するとありますが、その進捗状況につきましてお伺いをいたします。

②、市民同士のライドシェアについて研究し、実証実験を検討するとありますが、進捗状況につきましてお伺いをいたします。

2番であります。第2期総合戦略の計画が示されましたが、第1期総合戦略の検証をどのように反映させたのかをお伺いいたします。

次に、件名2件目であります。義務教育学校からの質問であります。1、今年度4月から、義務教育学校が開校いたしました。

そこで、①、児童・生徒の小学校、中学校の生活と学園生活での変化につきましてお伺いいたします。

②、教科担任制導入は、1年生から4年生までは、英語・理科・音楽など6教科を実施し、

5年生以上は全教科との説明でしたが、教科担任制の状況とその成果につきましてお伺いをいたします。

③、ICT支援員の配置は、月に1度になるという答弁が第1回定例会でありました。ICTの授業及び支援員の配置に不足はないのかをお伺いいたします。

件名の3番目であります。児童センター等一元化施設についてであります。

1、一元化施設は、令和6年度施設開設のため、今年度は基本計画、来年度からは実施計画、施設の建築の実施と説明を受けていますが、基本計画の進捗状況につきましてお伺いいたします。

以上、件名3件でありますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） おはようございます。

私のほうからは、件名1、第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、件名の3、児童センター等一元化施設について御答弁申し上げます。

最初に、件名1の①と②につきましては、関連がございますので一括して御答弁させていただきます。

市内における公共交通サービスの研究などにつきましては、第2期総合戦略の計画期間内におきまして、新しい公共交通サービスやライドシェアなどについて調査研究などを進めることとしております。今年度におきましては、外部の識見者を招き、公共交通に関して4月以降、2度にわたり本市の現況に対する意見交換などを行うとともに、他の自治体における事例の収集などを行ったところでございます。

また、市内における居住地区及び小さな拠点間の移動支援などにつきましては、現在、スクールバスや市立病院の通院者を対象に送迎を行っておりますが、現状では、路線バスの維持と運行回数の確保が最優先すべき課題と捉えており、市民同士のライドシェアなどについては、交通空白地域を対象とする取組で、現状においては路線バスと競合する実証実験などを行う環境にはないものと認識しております。

市といたしましては、市民の移動手段の確保との観点から、将来を見据え、様々な制度や取組について引き続き調査研究を進めることとしております。

続きまして、件名の1の2でございます。検証などによる反映の内容でございますが、第2期総合戦略につきましては、令和元年度で終了した第1期総合戦略の目標達成度、施策の進捗率、KPIなどの評価・検証を行った上で策定しております。なお、検証に当たっては、第1期総合戦略策定時に御協力をいただいた市民各層で構成するまちづくり市民会議の皆様からも御意見をお受けし、提言書として提出をいただいております。市では、この提言内容をしっかり受け止め、第2期総合戦略に反映させたものでございます。

さらに第2期総合戦略の策定経過の中では、アンケートなどの市民の意見聴取を12回、市議会常任委員会への報告を5回行っており、庁内検討委員会におきましても13回開催するなど、市民の意見をできる限り反映し、実効性のある計画策定に取り組んだところでございます。

次に件目の3、児童センター等一元化施設についてでございます。

市では、教育委員会が策定した基本構想の決定を受け、総合計画重点プロジェクト、「子供を産み育てやすい環境をつくる」を推進するため、都市計画を基礎する立地適正化計画及び一元化施設の建設計画を主とした文教地区整備基本計画を策定することとし、今年度、建設課、教育委員会事務局、企画財政課が中心となり、計画策定に取り組んでいるところでござい

す。これまで、庁内での検討をはじめ、市内の関係団体等の代表者で構成する策定委員会を7月1日に設置し、2回の策定委員会を開催したところでございます。また、このほかの取組といたしましては、認定こども園の保護者を対象に、子育てママヒアリングやウェブでのアンケート調査、夢・まち未来会議のメンバーから施設機能についてアイデアや意見をいただいたところでございます。

今後、策定委員会におけるワークショップでの意見交換などを経て、施設に必要な機能や運営方法、周辺整備の在り方などについて、より幅広く意見をお聞きしながら計画策定に取り組むこととしております。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名2の義務教育学校について御答弁申し上げます。

まず、①児童・生徒の小・中学校の生活と学園生活での変化についてでございます。

義務教育学校となり、登校時間や日課表、チャイムなどについて若干の変更はありましたが、学校において、昨年度末に新しい学校生活に関するオリエンテーションを行ったことにより、4月から落ち着いた教育活動ができているとのことであります。児童・生徒においては、コロナ禍において機会は少なくなりましたが、異学年交流を通して、上級生は下級生の面倒を見るなどといった意識の醸成が感じられており、また、前期課程の児童が新たに加わったことで、学校内がにぎやかで明るくなり、特別なトラブルもなく、学校生活を送っていると報告を受けております。

次に、②教科担任制の状況と成果についてでございます。

教員の取得免許状の関係で、全て予定どおりとはなりませんでしたが、可能な限り教科担任制を導入し、より専門的な見地からの教育指導を進めております。英語・音楽・体育については全学年、算数・理科については3年生以上、国語・社会については6年生以上で実施しており、結果的に6年生は、全ての教科において教科担任制となっております。成果の把握については、まだ時間を要しますが、9年間の指導の系統を踏まえた授業構築が可能となることで、より前後のつながりを意識した授業を実施しているところであります。

次に、③ICTの授業及び支援員の配置について不足はないかについてでございます。

ICT関連の授業につきましては、機器の操作等の指導が行われ、授業で1人1台端末のタブレットPCや電子黒板等のICT機器が活用されています。また、1人1台端末を家庭学習で活用するため、夏休み期間の持ち帰りも実施しております。

ICT支援員は、教員がICT機器やソフトが活用できるよう支援を行う目的に配置しており、現地指導としては、月1～2回程度訪問、教員向け研修会をこれまでに3回実施いたしました。また、現地指導以外にも、教員の都合に合わせ、電話やオンラインでの相談窓口も設置しております。支援業務につきましては、教職員の業務負担を考慮しながら、教職員のニーズに合わせたサポートを提供しておりますが、学校の要望に合わせ、契約内容を見直しながら対応することとしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、私のほうから再質問させていただきたいと思います。

まず、新しい公共交通サービスを研究する、これはまだこれからの、これから行いますよというような内容と私受け止めたのですが、これと同じような内容のことが前回も行われておりますよね。違うというところにつきましては、間に「オンデマンドなどの交通弱者を配慮した福

祉バスなどを含め」というところが抜けて、あとは全部1期と同じ内容なのですが、このオンデマンドバス交通弱者に配慮してということ抜くと、同じことをやるということのかなというふうに私は感じるのですが、ということは、もう1期で既に何らかの反省点、あるいはやってきたことに対する弱点みたいなものが見えて今回計画したと思うのですが、同じことをまたやるというふうに私は思うのですけれども、その辺のところを答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 第1期と第2期の差の話かと思えますけれども、公共交通につきましては、先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、まずは現状の路線バスを維持、回数確保も含めまして、最優先課題というふうに捉えております。そのため、現状の路線バスの状況が今年度につきましては4月以降2便の減便というような事態になったところではございますけれども、路線が維持されている状況のことから、引き続き新たな交通サービスにつきまして、調査・研究を進めていくという状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その調査・研究するという点に関して、様々に議論されて、どういったことを行うのかということも必ず出てきて計画ができてくると思うのですが、どういう話合いの基に何をしようとしているのか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 繰返しになりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、市民の各界で構成しておりますまちづくり市民会議等の御意見を聞きながら、計画に、それらの部分につきましても反映しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それは分かってます。先ほども言われましたから。計画を一度して、前期でしましたと、1期目か。そして、それが終わりましたと。オンデマンドというのはあったけれども、それは今度抜かして、何らかの計画をしましょうということさらに出てきました。今までやってきたことがあるのであれば、反省をして、結果が出てくると思うのですよ。それは何なのかということ聞いてるのですが、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 繰返しになりますけれども、歌志内市の公共交通の現状につきましては、バス路線が1路線という現状は、今現在も変わっていない状況でございます。したがって、第1期の計画の中でも、そういった新たな公共交通というもののサービスについて、市民を交えて検討してきたところでございますが、それはあくまでも路線バス、現状の路線バスを維持・確保した上での次の将来を見据えての検討でございまして、それは引き続き第2期においても検討していくというような内容でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この計画期間というのはやはり何年もあって、5年かな、6年かな、あるのですけれども、それでやってきたのだけれども何も出なかったと。だけれども、交通、バスの路線を維持するためにまた計画するのだと。結局、何が出てくるか、ちょっと不思議ですよ。

分かりました。次いきます。

ライドシェア、すみません、これ私、正確に分からないのですが、どういうことをしようとしているのか答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） ライドシェアのことでございますけれども、これは同じく総合計画、後期基本計画のほうにも掲載しているものでございまして、用語解説のほうでも御説明しておりますけれども、自動車を相乗りするということでございます。目的地を同じくする運転者と相乗りする希望者同士を引き合わせる、そういったサービスでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私も分からないながら、インターネットをまず調べて、そのほか、その交通機関のほうに確認すると、やるのはなかなか難しいのではないのでしょうか。お金をもらう云々になるのであれば、それに進んでいくのは難しいような状況になると思いますよというところで、答えがもうみんな終わってるのですよ。何か法律が、やはり白タクのような状況になってしまうのだということが、やはり誰しものが、専門家のほうは言うところでありまして、正直、これもなかなか難しい。恐らくや行政が出て行って、ある形づくりをする、そして皆さん方にそれを説明して、ライドシェア、要するに市内から砂川まで買い物に行く、そういう人がいたら、では同じような日にちに行く人を合わせて、そして何人か一つの持ち主の車に乗せて、そして買い物して帰ってくる。そんなような状況が起きるのかなと思うのですが、そういったことに対して、細かい内容で議論が今されているのか、これからされるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） ライドシェアにつきまして、地域での取組を推進するために行政でどうするかという内容だと思いますけれども、まず公共交通につきましては、皆さん御認識されているかと思いますが、充実すればするほど赤字になっていくのが実体でございます。そういった中でこういったライドシェアという制度、仕組みというか、いうものが出てきているという状況でございます。これは、一番望ましいと言われているのが、地域住民によりまして、そういった支え合い交通を実行していくということが求められている中でございまして、行政といたしましては、そういった新たな取組についての情報提供だとか、そういったことを御提供しながら、歌志内独自のそういった仕組みづくりというものを一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 歌志内に住むに当たって、一番住民が、市民がこういったものがあればいいなと思うところ、今までの、これは私の、あくまでも私の考えなのですが、市民が思うところはまず仕事、そして住むところ、あとはこの地域から様々に行動する交通、これがどうしても欲しいのだという人が圧倒的に多い。今回は、その場面で交通についてちょっと聞かせていただくのですが、そういうわけで質問させていただいているのですが、今の路線バスを維持する、それでいて子供たちをスクールバスで通わせる、あるいは歌志内市民を市立病院に車で運ぶ、これも必要なことだと私は思うのですが、なかなかそれがうまくいかない。それをすることによって公共交通、バス路線ですね、それが今までもうまくいってないということが目に見えているところです。何かしら、今やっているものに、言葉に頼って計画をつくりましたよというのは、もうどうですか、やめませんか。もっともっと違う方法で、本当に歌志内市が求めている、市民が求めているものをみんなで作っていく、そんなようなことをやっていかなければならないと思います。もうこのライドシェアについての答弁も結構です。今の答弁に対する歌志内市の考えを述べてください。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ただいま下山議員のほうから、いろいろな交通の体系という部分で、今メインが中央バス、公的な輸送手段としては中央バスがあるわけでごさいます、併せて今お話をいただいた学生を運ぶバス、さらには市立病院の送迎のバス、またタクシーという部分もごさいます、いろいろその組合せによっては効率的な対応ができるという部分もあると思います。これらにつきまして、ライドシェアもデマンド交通も、そういった部分を含めまして総合的に交通体系を考えていかなければならないと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。それと同時に、今これ行きますよと言ってから、もう時間がたっています。残り3年と半年かな、期限があるのですが、この期限も昨日の女鹿議員の質問ではないですけれども、もうそろそろ予算を出さなければ来年度何もできないで終わってしまうよという状況にあるのだと思います。あと2年しかないことになるのですよね。それはいいでしょう。ただ、やるに当たっては、もう少し懸命に、そして間違いのないような状況、それをしっかりとつくっていただきたい。答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 間違いのないといえますか、やはり市民の安全安心、そして利便性を最優先に考えまして、そういった交通体系につきまして慎重に、なおかつスピーディーに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。次の質問に移ります。

義務教育学校、今までも、始まってまだ間もない時期なのですが、それで評価というのはなかなか難しいのかもしれませんが。私もいろいろなところから耳に入りますが、保護者の方々からは不満の声が全くありません。保護者の方々からは、すごくいいのだと。何がいいということにははっきりと言わないのですけれども、すごくいいと、そのような状況であります。そういったところから、今この義務教育学校で行われていること、これは子供たちにとって、そして保護者に対しても満足を与えられるような、そんなような状況のことが繰り返されているのだなという思いでございます。

先ほどの答弁でも、特段、別なトラブルもなく、と言いながらも、中学生が入っていると、何かしらそれだけでは終わらないのかなという気持ちは私はありますけれども、でも全体を見てそうなのだな、保護者の方々もそう言うのであれば、なるほど、そうなのかなと思うところではありますが、これは、さっき答弁ありましたその上級生、そして下級生、その上下関係がしっかりと、下級生はお兄ちゃんたちを目標に、そして上級生は下級生をしっかりとサポートというか、守っていかなければならないような状況の考えが浮かんでるのかなというふうな思いでございます。そういった生活面のことで、何か生活の流れで、そういった部分がありましたら答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 1年生から9年生までの児童・生徒が同じ学校で学ぶということによりまして、異学年交流というのは、先ほどの答弁にも申し上げましたが、やはり機会は少なくなっているのですが、現在行われている部分で言うと、縦割り掃除、1年生から9年生が集まって一つの班になって掃除をするという、そういったことが行われております。今ほど議員のほうからもおっしゃられたように、上級生の責任感や、他の役に立っている意識、あと上級生が下級生に対する思いやりの心、そういったものが醸成されていると。下級生はまた、上級生に憧れる気持ち、そういったものが養われているということで、それらの効果が生まれ

ているというふうに感じております。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問を続けます。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほど答弁いただきました。次の答弁、お願いいたしたいと思えます。

義務教育学校、その教科担任制ということでお話しされておりました。4年生までは6教科、その後は全部、5年生以上はということで聞いていたのですが、先ほどの答弁ですと、6年生以上というようなことになっていたと思うのですが、その辺の説明をちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 教員の取得する免許によって予定どおりにいかなかったという部分もあるのですが、6年生が全教科、5年生においては数学・理科・英語・音楽・体育・美術となっております。予定としておりました国語・社会がかなわなかったというところでは、4年生については、算数・理科・英語・音楽・体育・美術ということになっております。三、四年生ですね。一、二年生が英語・音楽・体育が教科担任制となっております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先生の都合ということで、これはもうやむを得ないことなのかなというふうなことでも考えます。ただ、年度が変わると先生が変わって、そういう教科を持っている、教科の先生が来ていただくような状況をつくって、全ての4年生、5年生以上か、全ての教科で専門性の先生について勉強ができるような、そんな状況づくりをしっかりとお願いするところでございます。

次の質問に移ります。ICT授業ということで、タブレット、端末、これをやっているのですと。前の質問のときに、月に1回来る、それでは、私は足りないのではないかと、全学年教えないといけないこと、あるいは指導しなければならないこと、足りないのではないかとということで、支援員を増やすという方法はどうかというふうな話をしたとき、市長のほうから快諾を受けたという状況ではあるのですが、今のままの状態では不足はないのですか。答弁をもう一度お願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 先日、校長、教頭等を交えてお話をしたところにおきまして、まず歌志内市においては、こういった支援員を置いているというということで非常にありがたい、大変助かっているという話であります。常時配置されている環境であれば、それはもう可能な、大変、一番望ましい体制ではあるのですが、それはちょっとまたいろいろ難しい部分があるのですけれども、今、月に1度に合わせて質問などを取りまとめて、事前にメール等を送って、来たときに回答をいただいたり、指導をしていただいているという形になっておりますが、今置いている支援員というのは、あくまでも教員向けの指導のための支援ということになっております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 分かりました。その状態で、子供たちまでしっかりと操作方法ですとか、疑問な点が賄えられるというのであれば、それはそれで構わないのではないかと思います。分かりました。そして、タブレット端末、いろいろ使って、ずっと以前からやっていたという状況でありますけれども、どうなのでしょうかね。今、こういったICTの活用ということをちょっと確認したいと思うのですが、そういったものは、今どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長(川野敏夫君) 佐渡教育次長。

○教育次長(佐渡憲博君) 現在行っているICTの活用なのですが、まず1年生から9年生までにおいてデジタル教科書の使用、あとコンパス、三角定規の使い方など動画教材を見せているというものもあります。あと写真動画機能での記録、あと各教科において個人の調べ学習、検索、そういったものにも活用しております。また、図工・美術においては、写生のための題材等を写真で撮って保存しておく、そういったような活用をしているということでございます。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) タブレット端末というのは、ずっと以前に備えて、1人に1台当たるようにしましよと。そして、自宅に持ち帰ってやることもできますよというようなことで整備をしているというふうに記憶しています。今回も、夏休みの期間中も持ち帰ってということ、先ほど答弁いただいているわけですが、それによってさらに実力が、実力といいますか、使う頻度がありますので、実力向上しているのかなと思うのですが、その辺の状況というのはどのようになっているのか、ちょっと答弁いただければと思います。

○議長(川野敏夫君) 佐渡教育次長。

○教育次長(佐渡憲博君) このたび、夏休み期間中に持ち帰りしたというのは初めての試みで、新たなスタートというふうに捉えておりますが、そういったことをどんどんどんどん増やしながら、将来的にはそういったものを使ってリモートでの授業というものに結びついていけばよいのかなというふうに考えております。今、どこの市町村においても、こういったICTの1人1台端末の持ち帰りとかいった部分は、なかなか進んでいない状況にあるというふうに聞いております。そこをなるべく先駆けてやっていけるように進めていきたいなというふうに考えております。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) なかなか子供たちがそういった機器を使ってどんどん進めていく、もう60を過ぎた私には、到底経験のなかったことで、うらましいという思いと、ちょっと重荷になるのではないかなという思いもあるのですが、子供だから楽しくやってるのかもしれない。その辺のところ、進み具合というのはどうなっているのか、その成果はどうなっているのか、それをもう少し答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(川野敏夫君) 佐渡教育次長。

○教育次長(佐渡憲博君) 機械の操作といいますか、そういった部分で嫌な思いをさせないために、いろいろ、動画を撮ったりとか写真を撮ったとかという部分から始まっていると思いますので、まずその興味を持たせるといいますか、親しみをを持たせるといいますか、文房具の一つだよと、そういった感覚に結びつけるように、先生方も工夫しながら行っているということでもあります。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) ICTに関しては、非常に進んでいる、そして順調にいつているのだ

ということを聞かせていただきました。これによって、将来的には必ずこういったものは、我々も今はもう現に使っているわけですが、もっともっと使っていかなければならない、いろいろな操作もその都度その都度覚えていかなければならない。そういったことの勉強も、しっかりと今、歌志内市ではやっている。

昨日の2人の女性の質問の中で、ほかの地域から来て、歌志内が教育の面で、子育てに非常に進んでいる地域だと、魅力だと。こういうのはどうなのでしょうかね。まちづくり、そしてあわよくばですけれども、移住・定住につなげていく。そういったチャンスは、絶対逃してならないと思うのです。いろいろなことをやりながらも、そういうこともやっています。そして、それを見に来ていただいた方には、さらに歌志内市のいいところ、例えば雲海がありますよ、すごいですよ、スキー場もあるのですよ、今これからのことも問題あるのでしょうかけれども、ありますよ、住宅もいっぱい空き部屋ありますよ、空き部屋、空き家がありますよ、そんなことも、でも空き家だけでない、それはきちんとリノベーションして入っていただきますよ。そんな流れのことも進んでやっていかなければならないような状況に今あるのかなとも思うのですが、ちょっとその点、今突然になりますけれども、答弁いただけないでしょうか。教育の中からそういうような状況をつくるということで、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） まず教育の面でございますけれども、スマートフォンの普及によりまして、非常に社会が変わりました。10年前は、パソコンを打ったりしながらという状況でございましたけれども、AI技術の活用、またビッグデータということで、様々社会が変わってきたのかなと思っております。そんな中で、いち早くロボットを入れて教育の教材と、ロボット化というものも、本市のほうはいち早く採用して、この勉強の教材とというふうにしておるところでございます。また、今ほど子育てに関するいろいろな支援策、これらについても、他市町村に情報発信ということではないかなと思っております。歌志内、こういう子育て支援ありますよ、また移住・定住の場合はこうありますよと。移住・定住は今後課題も、課題と伺いますか、そういう支援策を考えていかなければなりませんけれども、そういった中で少しでも歌志内に引き寄せるような魅力ある政策を打っていかなければならないかなと思っております。

○4番（下山則義君） 分かりました。

○議長（川野敏夫君） 下山議員に申し上げます。思いつきの質問というふうに取り扱います。通告に基づいて質問をお願いします。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 思いつきの下山。そうか、分かりました。

それと、一つ私、ちょっと学校関係者から聞いたのですが、今歌志内市で行われているこのICTに係って、歌志内市が何かしら選ばれて、そしてその内容を発表するというようなことなんでしょうか、そんなことがありましたという話を保護者の方から、1人から聞いたのですが、まだ私、正直確認はしておりません。そんなことがあったのかどうなのか、答弁いただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 恐らく、各学校において、そのICT、1人1台端末の活用状況ということで学校から、学校の発表だったと思っております。そこで、歌志内学園の奥山教頭がその発表をさせていただきました。それは、夏休み中に1人1台端末を持ち帰りを行いましたという、そういった内容の発表をさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それは、歌志内市が、何校選ばれたのかちょっと分かりませんが、そういった面ではしっかりと進んでいるぞということを示された証拠であるのだと私は思います。であれば、それを本当に固めながら、そしてさらにそれを突き進んでいく、そんなようなことが必要なのかな。ただ、子供に重荷にならないように。それは勉強と、遊びから入っていくというようなこととお話しされていましたが、そういったこともしっかりと行っていただきたいと思います。

それでは、次の児童館、児童センター一元化、そちらのほうに質問を変えたいと思います。順調ですね、これ。とおりでですね、間違いないですね。

いろいろな方から今話を聞いて、ヒアリングをしていると。それをいろいろなメンバーから聞いて、施設に関して、機能に関しても、アイデアや意見をいただいている状況で、これから策定委員会の中で話されていると。

昨日もいろいろありました。その中で、一つ私もなるほどなと思ったのですが、市役所の機能をそちらに移すのはどうなのか。それは以前にありました、中村にありました出張所、そのようなこともできないのかというような内容の質問なのかなというふうに私も思うのですが、住民票を出したり、印鑑証明もそうなのかな、あとは公金である住宅あるいは税金を集める、そんな場所も、特に文珠地区には、車で税金を集めに来ているということが現にやっておられますので、それを一元化の施設に配置する、昨日もちょっと説明ありましたけれども、そんなことも含めて、どうなのでしょう、策定委員会のほうにこんな話が出ていたということで、しっかりと話し合いを持ってもらう、その中で様々に揉んで、そして一番いいものを造っていただきたいというような思いなのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 市役所機能についても一元化でどうなのだという事かと思えますけれども、昨日も御答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、策定委員会の中でこれから、内容を具体的に詰めていくという段階でございますけれども、未来会議、それから子育てママヒアリング等々の中でも、そういった行政機能についても持ち合わせる事がよろしいのではないのかというようなアイデアは何っておりますので、その情報については、当然策定委員会の中でも共有することにしておりますので、そういったことの議論もされるかと思えます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その中で、いろいろと揉んでいただく、それは本当にお願ひするところでございます。でも、そこまで揉んでいただければ、私ももうちょっとお話があります。例えば、文珠地区には正直言って、金融機関なるものはありません。どこからの金融機関から人をお願ひするのではなくて、例えばATMをそろえるだとか、そんなようなこともありがたいなというふうな思いでございます。昨日も正直質問がありました。高齢者の方々の足を考えると、そういった機能が必要なのかな。そんなことであります。

あと、正直、その地域には、義務教育学校が、1年生から9年生まで、要するに小学校、中学生が集まったところがあります。それと同時に、認定こども園、認定こども園は保健福祉課なのですが、その中には教育という部分があります。生まれてからずっと英語をやめようという教育です。そういったことも考えますと、まさに教育の拠点、文教地域、そのようなことなのでしょう。であれば、私は、その一元化の施設、その中に事務所と言っていましたけれども、その中に教育委員会が動いていくということは、私はどうなのかな。そして本当に学

校と連携を取れるような、義務教育学校の先生方とすぐに連携を取れるような、あるいは認定こども園のほうに英語の先生を、また外国から来ている方を送り込むような、そんな状況づくりもできるのかなと思うのですが、そういったようなことも要望の中に入れていただく、あるいは要望というよりも、それは市役所の考えとして使っていただければなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私のほうからは、一元化施設の策定する段階での担当の所管ということで御答弁していきたいと思いますが、前回、策定委員会の中でワークショップをさせていただきまして、いろいろな御意見が出ております。その中で、今議員おっしゃったような話に近い、実はアイデアもありまして、その一つとして、行政と教育現場の一元化というような御意見も出ております。いわゆる、今議員がおっしゃったような教育現場と教育行政が一体となったというようなことを想定した話も、策定委員会の中では、そういった議論とかアイデアが出ているというのが現状でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。教育、やるのは、実施するのは学校の先生方、学校なのでしょけれども、それとやはりタイアップして、常に動くのが教育委員会だと私は思っています。あるいは、教育委員会との話の中で学校が動いていく。教育委員会が手助けする。そんなことがあるのだと思います。であれば、その教育委員会も、そしてATMも、歌志内市の窓口も、そんなようなものも、教育委員会という職員がいるのであれば、公金ももう絶対オーケーだと思いますので、そういった機能も含めた、そんな一元化施設にしてもらって、ちょっと規模は大きくなるのかもしれませんが、ただ、ずっと以前、教育委員会が向こうに行きますよと言ったときに、コミュニティーセンターのほうに行きますよといったときに、中が狭いですという話がちょっと出ました。何となくその感じはあります、もともとの教育委員会の状況を見ると。それも解消できるような状況で状況をつくって、子供たちを育て育んでいくというそんな状況、そんな形をつくっていただきたいと思います。最終的な答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 貴重な御意見をいただきました。また教育施設を、この一元化施設周辺に持ってくるということにつきまして、本当に貴重な意見として、またこれについても、内部でいろいろ検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これで、本日の私からの一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

意見書案第12号から意見書案第13号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第12号から日程第5 意見書案第13号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第12号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）。

意見書案第13号出産育児一時金の増額を求める意見書（案）。

以上、2件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定していません。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考えた人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合意とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

出産育児一時金の増額を求める意見書(案)

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は85万5234人で、前年に比べ5万3166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、国に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第12号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第13号出産育児一時金の増額を求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号から意見書案第15号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第14号から日程第7 意見書案第15号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第14号加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）。

意見書案第15号保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書（案）。

以上、2件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

加齢性難聴への補聴器購入のため
の国の助成を求める意見書（案）

超高齢化社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する比率は11.3%で世界3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%に比べ非常に低い水準となっています。その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円～20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること②難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかった事などが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていません。

高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく所有が簡単ではありません。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共にすこやかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

以上の状況に鑑み、国は、高齢者が経済的理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

保健師等の大幅増員・保健所機能
の抜本的強化を求める意見書(案)

新型コロナウイルスの感染拡大は、公衆衛生の最前線で奮闘する保健師を大幅に増員すると同時に、保健所の機能強化を抜本的に改善する必要性が明らかになりました。

保健所体制の脆弱さが社会問題になる中、総務省・厚労省による「保健所体制に関する自治体調査」(20年9月)が行われ、特に強化が必要な内容として、76%の自治体が「保健師の増員」と回答しました。これを受けて政府は、2年間で900人を増やすとしています。1保健所当たり4~6人の増員になりますが、これだけでは、現場の実態に即していません。

保健師は、業務量の増加によって昼夜を問わず必死に奮闘しています。「土日も出勤」「眠られない」「体調がおかしい」などの身体的苦痛に加えて、「搬送先が決まらない」「命の選別をしているようで辛い」「入院できず在宅死した」などに直面、精神的負担が重くなっている例もあります。

保健所の体制は、1990年以降、「行政改革」により職員総数が約3万4千人から約2万8千人に、なかでも医師数は4割以上も減少しています。拍車をかけたのが、94年、保健所の管轄地域をそれまでより広域の二次医療圏と一致させるとした地域保健法の制定にあります。94年に847あった保健所が、2020年には、469と約半数に減っています。

全国保健所長会が、20年3~4月に実施した実態調査によると、多くの政令指定都市が、区ごとにあった保健所を1カ所に減少したことに伴い職員数も減少し、コロナ対応で保健所が逼迫する事態を招いていること、あわせて、今後も新たなタイプの感染症が発生することを見据えて十分な人員を確保しておくことが重要であるとの回答を寄せています。さらに、「保健所は健康危機管理の拠点であり、感染症だけでなく、毎年のように発生している地震・水害などの災害時にも対応しなければならないが、通常業務で職員が手一杯になり、十分な対応はできていない」「18年3月に、災害発生時に被災地で保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整を行う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の制度が新設されたが、この訓練も十分に行えていない」とも回答し、災害を想定した人員配置を求めています。

人員を削減し機能を弱体化させてきたことが、検査体制の遅れの要因にもなっているとの指摘があります。

よって、国においては、現瞬間のコロナ対策、今後の感染症拡大や災害を想定し、備えのできる保健師等の増員・保健所機能の強化をはかるように、これまでの方針を抜本的に転換することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第14号加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第15号保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第15号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号から意見書案第19号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第16号から日程第11 意見書案第19号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第16号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

意見書案第17号特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書（案）。

意見書案第18号「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）。

意見書案第19号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）。

以上、4件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

コロナ禍による厳しい財政状況に
対処し地方税財源の充実を求める
意見書(案)

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

特別支援学校の実効ある設置基準
の策定及び特別支援学級の学級編
制標準の改善を求める意見書(案)

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は、2010(平成22)年度の12万1815人から2020(令和2)年度には14万4823人と、10年間で2万3008人増えています。(令和2年度学校基本調査)一方、学校数は2010年度が1039校で2020年度が1149校と110校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

各学校では、1つの教室をカーテンやついでで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「設置基準」(学校を設置するのに必要な最低の基準)が、特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも「設置基準」を適用させるなど、実効性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密を解消や教育環境の改善にはつながりません。また、実効性のある「設置基準」を具体化させるためには大幅な予算増も必要です。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2010年度14万5431人から2020年度30万540人と約2.07倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では、1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げる必要があります。

よって、歌志内市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること
2. 特別支援学級の学級編制標準を改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

「大学生等への給付奨学金制度の
拡充」を求める意見書(案)

文部科学省の2020年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関(大学・短大・高専・専修学校)への進学率は83.5%に達しています(過年度高卒者等を含む)。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。

国は2020年度から高等教育の修学支援新制度を始めました。対象は住民税非課税世帯や準ずる世帯の学生で、それまで授業料減免を受けられた中間層の一部は逆に支援の網からこぼれ落ちており、制度は後退しています。そもそも、財源を消費税増税分になっている点は重大な問題です。コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮するも、制度の拡充を求める声が広がっています。

文科省は「奨学金返還の負担を軽減するため」として、2018年度入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を導入しましたが、収入ゼロでも毎月2000円の返還を求めるなど問題があります。

奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じです。日本政府が2012年9月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも給付奨学金の充実こそ必要です。

OECD加盟国では日本のように大学授業料が高額で給付奨学金が非常に限定的という国はチリ・韓国しかありません。

日本の「公財政教育支出の対GDP比(2017年度)」は2.9%とOECD諸国の中で下から2番目です。これをOECD諸国平均4.1%まで引き上げれば、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

よって、歌志内市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 国は、教育予算を増やして、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

国土強靱化に資する道路の整備等
に関する意見書(案)

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を

抱えている。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。
また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
- 4 国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第16号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第17号特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第18号「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第19号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第19号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第12 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

(午前11時42分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 下 山 則 義